選挙投票区域の変更について

選挙管理委員会

選挙管理委員会では、期日前投票の浸透などにより、当日有権者が減少しているため、令和２年４月１日から町内の**投票区域を下記の通り１３投票区から６投票区に変更**いたします。

変更対象地区にお住まいの選挙人の皆様は、選挙時に郵送される入場券（ハガキ）をご確認の上、お出かけください。なお、投票機会の確保のため、選挙時には変更対象地区に巡回バスを運行する予定です。

※期日前投票所（役場庁舎１階ロビー）の変更はありません。

投票区名		投票所	
変更前	変更後	変更前	変更後
第１投票区	第１投票区	美利河交流センター	種川構造改善センター
第２投票区		花石交流センター	
第３投票区		中里交流センター	
第４投票区		住吉生活改善センター	
第５投票区		種川構造改善センター	
第６投票区	第２投票区	白石寿の家	八束交流センター
第７投票区		八束交流センター	
第11投票区		日進寿の家	
第８投票区	第３投票区	金原基幹集落センター	金原基幹集落センター
第９投票区		豊田交流センター	
第10投票区	第４投票区	神丘構造改善センター	神丘構造改善センター
第12投票区	第５投票区	今金町民センター	今金町民センター
第13投票区	第６投票区	今金町役場	今金町役場

【問合せ】　選挙管理委員会　☎82-0111

休日・夜間等の戸籍届出について

～業務取扱時間外（平日時間外や休日等の閉庁時）の対応について～

税務住民課

〇戸籍の届出は、原則としていつでも対応します。

戸籍の届出は、土日、祝日、夜間等で、戸籍窓口が閉まっている時でも、時間外受付として提出することができます。ただし、時間外受付では、証明書類の発行や戸籍以外の届出（住民登録、健康保険、年金等）はできません。

また、手続き等で必要があれば後日、平日業務時間内に来庁いただく場合もございます。

窓口での受付時間	平日　月曜日から金曜日　午前８時30分から午後５時15分まで ※土日、祝日などの休日、年末年始を除く

〇業務時間外の届出は、届出書を仮にお預かりするだけです。

業務時間外に提出された届出書については、宿日直窓口にて受領（お預かり）となります。書類の審査は翌開庁日となりますので、受付時点では受理されたことにはなりません。

後日、開庁日に戸籍担当職員が内容を確認し、問題がなければ、お預かりした日に遡って受理されたことになります。

※受領（お預かり）の場合、審査の結果、お預かりした日付では受理できず、届出書をお返しする（不受理となる）ことがございますので、婚姻届等受理日を提出した日にされたいとのご希望があれば、事前に戸籍係へご相談ください。

【問合せ】税務住民課 戸籍年金グループ　☎82-0111

広報広聴活動に関する業務がくらし安心課へ変わります

せたな大里風力近傍における電磁界強度測定結果について

せたな大里風力線については、令和元年８月の通電以降、事業者による電磁波の測定を毎月実施しており、３月までの測定結果についてお知らせします。

この結果、風力発電所がほぼ定格で運転している状況においても、送電線真上 60 cmの高さでの測定値は、埋設深 60 cmおよび 100 cmの歩道部、埋設深 120 cmの車道部、橋梁への添架部分で約２～３ｍＧでした。（詳細な結果については、役場庁舎１階ロビーに４月 30 日まで掲示しております。）

なお、今回の測定結果について、専門家である大久保千代次先生（ＷＨＯ国際電磁界プロジェクト国際諮問委員会委員）より、以下のとおり講評を頂いています。

ＷＨＯ（世界保健機関）では、電力設備から発生する磁界ばく露のさまざまな健康影響を調べて来ましたが、いずれの場合でも磁界ばく露が原因であると言える程の証拠は見つかっていません。

これを踏まえて、その後作成された磁界の国際的なガイドライン値は 2000 ｍＧが採用され、我が国でもこれを採用しています。

測定された値は予測値を超える場合も有りますが、今回の最大値は約３ｍＧです。この数値は 2000 ｍＧに比べて十分に低い値ですが、一方、住民のみなさまの磁界ばく露への不安を完全に払拭することは難しいのも事実だと思いますので、今後とも住民のみなさまへの不安に応えて測定し、開示することが望まれます。

4
2020
April

2020年度 労働基準監督官採用試験のお知らせ

北海道労働局では、労働基準監督官を募集しています。

●受験資格
平成２年４月２日から平成11年４月１日生まれの者
平成11年４月２日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

●申込受付期間
インターネットによる受付
３月27日（金）～４月８日（水）
（受信有効）
【申込専用アドレス】
http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html

●第一次試験
６月７日（日）

問合せ
北海道労働局
☎011-709-2311
函館労働基準監督署
☎0138-23-1276

確定申告期限の延長と振替日（振替納税）の変更について

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウィルス感染症の拡大防止の観点から、**申告所得税、贈与税、個人事業税の消費税について、４月16日（木）まで**、申告・納付期限を延長することとしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方はの振替日についても、申告所得税は５月15日（金）、個人事業者の消費税は５月19日（火）に変更となりました。

なお、マイナンバーカードやお近くの税務署で発行するＩＤ・パスワードがあれば、確定申告会場に出向くことなく、ご自宅からインターネットにより申告（ｅ-Ｔａｘ）していただくことが可能です。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、必要事項を入力して、ｅ-Ｔａｘで申告いただければ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

また、令和元年分の還付申告については、５年間申告することが可能であり、令和６年12月31日まで申告することが可能です。

問合せ
八雲税務署
☎0137-63-2148

船舶海難の事故防止について

春先はまだまだ海上荒天の日が多く、事故が発生しやすい時期となっていますので、最新の気象情報、海上模様を確認し、出港前には船体及びエンジンの点検を行い、出港後は、常時適切な見張りを実施しましょう。

平成30年２月１日以降、小型船舶船室外の甲板上すべての乗船者には国の技術基準に適合したライフジャケット（桜マークの有る物）を、磯等渡し及び磯の上の釣り人にもライフジャケットの着用が義務化されました。

ライフジャケットの着用前に不具合がないか点検したうえで、正しく着用することを心がけましょう。

問合せ
瀬棚海上保安署
☎0137-87-3999

今月の特集
行政情報
各種情報
情報かわら版
まちの話題
まちの行事予定
学びの道標べ

４月１日より
まちづくり推進課→